

第1回 人権施策推進会議議事録

開催日時 令和3年11月16日（火）14時30分から16時36分まで

開催場所 横須賀市役所 消防局庁舎4階 災害対策本部室

出席者

【委員】小林優人、佐野美智子、多田幸子、角井駿輔、西村 淳、早坂公幸、
細江恵美子、森 弘樹（敬称略、50音順）

【欠席者】阿瀬川孝治

【傍聴者】2名

【説明者】地域福祉課 藤崎課長、岩崎係長、新倉係長、
健康長寿課 青木課長、川田係長、中島係長

【事務局】鵜飼市民部長

人権・男女共同参画課 杉山課長、小林係長、坂爪主任

半数以上の委員が出席し会議を開く要件を満たしているため、定刻で開催した。

1 開会

2 市民部長挨拶

3 委員紹介および委員長の選任等について【資料1】

- ・委員の自己紹介の後に、西村委員が委員長に選任された。
- ・また、西村委員長から早坂委員が委員長職務代理者に指名された。

4 諮問

- ・鵜飼市民部長から委員長に諮問書が手交された。

5 説明【資料2】

- ・事務局から、「資料2」の人権施策推進会議について説明をした。

6 報告【資料3】

- ・事務局から、「資料3」令和元年度人権施策推進会議の意見に対する市の対応状況について報告をした。

7. 議題

評価の対象とする人権問題の分野「高齢者の人権」について

- (1) 虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み
 - (2) 高齢者の権利擁護の推進
 - (3) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進
- ・資料4から資料11、資料13、資料14について、説明者から説明した。

- ・議論に入る前に委員長から、今回の議題に関する専門家である委員へ、日常の業務を通じて高齢者の人権について感じていること及び課題について発言を依頼した。

委員

【虐待について】

- ・特別養護老人ホームの施設長をしており、日ごろ利用者と接する場面が多い。横須賀市の施策を伺い、これらが実を結べば共生社会に一步一步近づいていけると感じた。
- ・特別養護老人ホームは老人福祉法と介護保険法とで定義されている。介護保険法では、身体拘束は禁止されている。身体拘束をなくすために定期的に委員会を開き、不適切ケアが身体拘束につながることから委員会の中でケアの見直しを行っている。
- ・そのほかに当施設では介護サービス検討委員会があり、その中で医療的ケアの検討委員会であるとか利用者の方からの苦情や希望など訴えを検討する場としている。また、虐待予防という項目を身体拘束とは別に設けて最低でも毎月2回は行っている。
- ・事故に関する転倒骨折など大きな事故についてはその都度、それ以外の小さな事故についても毎週一回定期的に事故の防止対策検討委員会を開催している。
- ・虐待について、高齢者の身体的特徴として、飲み込みの能力が衰えていたり痣になりやすい。介護スタッフは細心の注意を払っているが、どうしても避けられない痣や骨折等がある。家族に報告し、受診した場合は保険者である横須賀市にも報告が義務付けられている。日ごろ高齢者との接点がない家族の方に痣ができやすい、骨が折れやすいという特徴を、ぜひ面会してご理解いただきたい。

【権利擁護について】

- ・新型コロナウイルスのこともあり、窓越し面会、オンライン面会、予約制面会としている。人権のことを考えるとどこまで規制していくのがいいのか国や県からの通知に基づきながら再開を検討している。
- ・新型コロナウイルスに関しては、介護スタッフの体調チェック、マスク、手指消毒、フェイスシールドなどを活用しながら介護にあたっている。施設内で感染が広がらないように工夫している。神奈川県と日本財団が連携して推進しているPCR検査を毎週実施している。早期発見、クラスターの予防に取り組んでいる。
- ・介護されている高齢者が自分で選択できる機会は少ない。当施設では、水分補給の際、何を飲むのか選択をしたり昼食をセレクトメニューの日を設けたりしている。そのほか、郷土料理の日や寿司の日などを設け、少しでも生活に潤いがみられるように工夫して食事を提供している。

【質疑応答・審議】

① 成年後見制度について

委員

- ・自分の身近にも費用の問題を抱えている人がいた。費用の問題で制度が利用できず、高齢者の権利が擁護されないのは問題がある。

委員

- ・成年後見を10件ほど抱えている。施設において、転倒事故はよくある。私が成年後見を行っている方のケースでは問題がないと判断したが、他方で法律相談を行っている

と虐待ではないかという相談もある。最近は権利意識が強く、損害賠償などの話になりやすい。そのため、施設としても記録をどの程度残すのか、市としてもどのぐらい報告を求めるのか、損害賠償の可能性があるとということを念頭において検討しておいたほうが良い。

- ・在宅の場合、勝手に契約をしてしまう問題がある。ただ、成年後見になっても何も本人のやりたいことができなくなるわけではなく、本人の意思を尊重しているのでその点を周知してもらいたい。信託銀行などは家族信託を勧める場合もあるが身上監護はできず、手数料も発生する。信託銀行に騙されたという相談もあるので、成年後見制度の正しい周知と理解が必要である。
- ・報酬助成について、横須賀市が「市長申し立て」と「生活保護受給相当に資力がないこと」の二つの縛りをかけていることは適切なものか。裁判所へ申し立てるよりかなり以前に横須賀市に相談しなければいけない。その際、裁判所への提出資料と同一の資料の提出を求められるが、守秘義務の関係から疑問がある。そもそもその資料が必要なものか。また、裁判所の期限よりかなり前に資料をそろえなければならないことも適切なものか。その他、横須賀市の許可基準が明確ではない。申し立て件数、許可件数、許可されなかった理由が知りたい。

② オレンジLINEについて

委員

- ・横須賀市の公式LINEは利用しているが、オレンジLINEについては知らなかった。良い制度なので工夫して周知を図ってほしい。

委員

- ・認知症の方を町でよく見かけるようになった。地域で見守る、声掛けなど支える必要がある。
- ・地域での見守りに有効なので、繰り返し周知していくことが必要である。

委員

- ・遠くの親族より、地域の見守りが必要である。オレンジLINEはとても良いと思う。

③ 虐待防止のための支援の取り組みについて

委員

- ・事業所は、虐待の疑いや痣を非常に気にしている。それだけ神経質になっているということは、逆に負担になっていると思う。過度の対応をしなくてよいシステムづくりをしているか。ネットワークミーティングや高齢者虐待防止マニュアルを活用してそれぞれの事業所が共通認識を持ちたい。市にはそういった視点があるか。

④ 高齢者の自己決定について

委員

- ・高齢の知人は在宅介護で生活しており、より高度な介護が必要となったら本人の希望する施設へ入所するつもりだった。しかし、親族やケアマネの決定でだまされるように別の施設に入れられてしまった。子の都合や希望ではなく、本人の希望を尊重して

ほしい。親の人権を尊重することも親孝行と考える。

- ・市の取り組みは素晴らしいと思うが、実行できているのか。現場のケアマネや子ども世代にまで周知が届いているのか。

委員

- ・ライフスタイルの変化もあり、親の介護を子が行うことを求めることはできない。ただ、友人として本人の希望をかなえたいという思いがある。親族でなくとも状況を分かっている人が介護に携わった方が本人の希望が尊重されると思う。
- ・親子の関係では、本音が言えないこともあるので地域の人や、友人の方が本人の気持ちを代弁することができると思う。

⑤ 市民後見人について

委員

- ・法律的なことなので知識が必要であり負担が大きい。地域の方が見守っていくという観点でも広く市民後見人という制度の周知が必要である。

⑥ まとめ

委員長

- ・次回は本日の議論で出た追加資料のほかに、以下の資料を用意してもらい、市の施策を評価したい。

【虐待について】

- ・養護者の虐待と施設事業者の虐待が対象になる。介護施設事業者用の広報やミーティングについてはかなり記載があるが養護者への虐待防止の取り組み、広報をどのように取り組んでいくかについて聞きたい。

【権利擁護について】

- ・委員からも発言があったが、市長申し立てと報酬助成について、どのようなルートで来ているのか。セットできているようで、件数もあまり多くないがこれをどのように評価しているか。必要なものに対してどのように対応していくのか。増えれば良いというものではないのかもしれないが、どう考えているのか聞きたい。
- ・①のCに「報酬を払えない方が制度利用できないことがないように」とあるが身近な親族がいないから市長申し立てを行うのではないのか。報酬を助成するために市長申し立てを行うのは順番が逆ではないか。どのように考えれば良いのか聞きたい。
- ・成年後見制度の地域ネットワークについて、委員から見守りの話があったが地域ネットワークやチームをどのように作ろうとしているのか、もう少し具体的に現状やこれからのことについて聞きたい。特に中核機関である「ほっとかん」の役割が大切になると思うが、どのように地域連携を作り、見守りと結び付けていくのかがポイントだと考える。
- ・成年後見の件数そのものが増えないということが、問題になっている。どういうふう掘り起こしていくのか。必要なものをつなげていくということ地域連携ネットワークの中でどのように作っていくのかということでもある。
- ・成年後見制度の利用促進について高齢者保健福祉計画に若干の記載があるがもう少し

詳しくお聞きしたい。

- ・市民後見人と法人後見人について、法人後見はむかし社会福祉協議会でやっていたが、やめて、成年後見監督人として市民後見人とセットになって役割を果たすことになっているが、その経緯とやめた理由を知りたい。市民後見人に基本的にやってもらうということから法人後見をやめたのか、「法人としての対応が望ましいと思われる場合には受任について検討していきます」というのはどう考えればいいのか、説明してほしい。
- ・地域連携ネットワークの中に金融機関をどのように入れていくかということは、成年後見利用促進とも関係がある。いろいろなところで議論になっている。成年後見が使い勝手が悪いので銀行協会があらかじめ代理人を指定して、成年後見を使わなくてもお金を下せる仕組みを始めたとか角井委員が紹介してくれたように信託を使うということが行われている。金融機関との関係をどうしていくのか報告してほしい。

【認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて】

- ・新オレンジプランの中で、KPI/目標が示されている。数値目標があるものとないものがあるが、横須賀市の認知症施策としてのKPI/目標がどういうふうになっているのか、おそらく高齢者保健福祉計画でカバーされていると思うが報告してほしい。成年後見も含めてどう現状を評価するのか。
- ・認知症カフェへの支援の現状とこれからのについて、また家族支援についても報告してほしい。
- ・委員から話があった、身体拘束について介護の世界では禁止とされているが、医療機関においては認知症の方の半分くらい行われている。この問題について、ここで取り扱えることかわからないが、市としてどのように考えているのか。身体拘束に対する取り組みの現状とこれからのについて説明してほしい。

8 会議日程及び現地視察【資料 12】

次回の会議で当事者からの意見聴取をすることが決まった。候補者がいれば事務局へ連絡し、事務局から人選することとなった。また、次回の会議日程が示された。

- (1) 第2回会議 1月31日(月)午後
- (2) 第3回、第4回は令和4年度とし、改めて調整する。

9 閉会 委員長

- ・以上をもって第1回人権施策推進会議を終了する。

以 上